

飯塚市

# 子どもの居場所 づくり推進基金

税制上の優遇が受けられます！

## こども食堂 寄付金募集



飯塚市社会福祉協議会・飯塚市子どもの居場所づくり推進協議会（飯塚市・NPO法人いるか）は、市内こども食堂の活動団体を支援しています。

飯塚市社会福祉協議会への寄付金は、税制上の優遇措置を受けることができます。



飯塚市は、こどもに関する施策に力を入れており、令和7年度から、飯塚市社会福祉協議会、NPO法人いるかとの連携協定により子どもの居場所づくりを推進しています。  
皆さまの支援をお待ちしています。



飯塚市社会福祉協議会は、子どもの貧困対策に関する社会的認知度や必要性の高まりを受け、こども食堂や子育て事業に関する支援のため、令和7年度から子どもの居場所づくり推進基金を設立し、事業を推進しています。  
皆さまの支援をよろしくお願いいたします。



NPO法人いるかは、市内の子どもたちの学習支援やこども食堂や配食などの食支援に長年取り組んでいます。令和7年度から飯塚市子どもの居場所づくり推進協議会に参画して、事業を推進しています。  
こども食堂を開設したい団体の設立の支援も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人

飯塚市社会福祉協議会

〒820-0011

☎ 0948-23-2210

受付時間 9:00~17:00

飯塚市柏の森956-4

0948-23-2262 (FAX)

E-mail chiiiki@iisha.or.jp



# 飯塚市社会福祉協議会は、みんなからの寄付金を活用して地域福祉を推進しています！

ボランティアの育成、活動支援  
派遣調整を実施しています



「思いやり、助け合い」の大切さを  
学ぶ福祉体験学習を実施しています

介護予防や自立支援のための  
事業を実施しています

税制上の優遇があります  
飯塚市社協の  
活動支援のための

## 寄付金募集



子育ての悩みを話したり、情報交換  
ができる場づくりを実施しています



急な病気、ケガで必要となる  
車いすや杖などを貸出しています



国際車いすテニス大会の  
開催を支援しています

### ご寄付の振込口座

飯塚信用金庫 新飯塚支店 普通 1194977  
(名義) (福) 飯塚市社会福祉協議会  
会長 渡辺 康臣

### お問い合わせ

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会  
〒820-0011 飯塚市柏の森956-4  
TEL 0948-23-2210 FAX 0948-23-2262  
E-mail chiiki@iisha.or.jp  
受付時間 9:00~17:00



## 法人によるご寄付について

飯塚市社会福祉法人に対する寄付金は、その合計額と次の特別損金算入限度額とのいづれか少ない金額が損金に算入されます。

$$[\text{資本金の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.00375 + \text{所得の金額} \times 0.0625] \div 2 = [\text{特別損金算入限度額}]$$

※1 資本金等の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は支出金の額をいいます。

※2 所得の金額は、支出した寄付金の額を損金に算入しないものとして計算します。

※3 特定公益増進法人等に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

## 個人によるご寄付について

飯塚市社会福祉協議会への個人の方からの「寄付金」については、税制上の優遇措置（所得控除または税額控除）を受けることができます。（確定申告が必要です）

	税額控除	所得控除
所得税	(寄付金の合計額-2,000円)×40%=税額控除 ※寄付金合計の上限は所得金額の40% ※税控除の対象となる寄付金は、所得税額の25%が上限	寄付金合計-2,000円=寄付金控除額 ※寄付金の合計額は所得金額の40%が上限
住民税	市民税控除額=(寄付金の合計額-2,000円)×6% 県民税控除額=(寄付金の合計額-2,000円)×4% ※寄付金の合計額は総所得金額の30%が上限	—

税制上の優遇措置を受けるためには、以下の書類の提出が必要です。

- ①「寄付金の領収書」
- ②「税額控除の証明書」の写し

※「税額控除の証明書」の写しは、飯塚市民の方は提出不要です。

飯塚市外の方は提出が必要な場合がありますので、詳しくはお住いの市町村へお尋ねください。

詳細はこちらの二次元コードから国税庁のHPをご覧ください



令和 年 月 日

## 寄付申込書

社会福祉法人  
飯塚市社会福祉協議会 会長 様

寄付者ご芳名（法人の場合は代表者の役職・氏名をご記入ください）

\_\_\_\_\_  
ご団体名（個人の場合は、ご記入不要です）

\_\_\_\_\_  
ご連絡先（領収証をご希望の方は必ずご記入ください）

〒

ご住所

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

E-Mail

\_\_\_\_\_

寄付金額	円	
寄付の使途	<input type="checkbox"/> 子どもの居場所づくり推進 <input type="checkbox"/> 地域福祉の推進 <input type="checkbox"/> 指定なし	
寄付情報の公開	可 · 不可	※可の場合は、飯塚市社協だより（市内全戸配布）の掲載となります。また、飯塚市社協だよりは、ホームページでも公開されます。
香典返し(初盆返し) の場合	<p>故人のご芳名 _____</p> <p>寄付者との続柄 _____</p>	

※本会への寄付金は、「特定公益増進法人」に対する寄附金に該当します。

税制優遇措置がありますので、入金を確認した後、領収書を発行（郵送）します。

税制の詳細は、最寄りの税務署等にご相談ください。